様式1（表面）

国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長　殿

寄　附　申　出　書

　国立成育医療研究センター寄附取扱規程の内容を了知し、寄附の際に第３条に反する条件を提示しないこと、またそれに反する行為を行わないことを約束したうえ、下記のとおり貴センターに寄附を申し出ます。

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| １．氏名／法人名 |  |
| ２．住所 | 〒 |
| ３．電話番号 |  |
| ４．メールアドレス |  |
| ５．寄附金額（物品の場合は物品名・数量・価格） | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| ６．寄附の方法 | **□　銀行振込　　□　持ち込み　　□　郵送**（物品に限ります。） |
| ７．ご寄附を希望する基金 | **□　成育基金（アイカタチ基金）**　下記の使途の中で希望されるものに✔をお願いいたします。　※ご希望に添えない場合もございます。

|  |
| --- |
| □ 先進的な医療への支援（医療機器の購入や、研究支援など）□ 患者さん対応におけるスキルアップのための、教育研修・人材育成□ 患者さんがより心地よく院内で過ごすための療養環境整備□ 災害発生時等の医療体制整備□ その他（特に使途の指定がない場合など） |

　 |
| **□　研究基金**・研究室名･研究者名･研究テーマなどを以下にご記入ください。〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕・研究期間終了後の報告を希望するか✔をお願いいたします。□　希望する　　　　□　希望しない |
| **□　もみじの家基金**※もみじの家の運営に伴う活動の他、事業に関する啓発や各地における同様の施設の拡充に向けて行う活動のために活用させていただきます。 |
| ８．領収書宛名※『１．氏名』と異なる場合のみ |  |
| ９．ホームページ等での氏名・法人名の公表 | **□　同意する**（お名前のみの公表となります。）公表を希望する氏名がある場合は以下にご記入ください。【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】**□　同意しない**※どちらにもチェックがない場合は、公表いたしません。 |

様式１（裏面）

|  |
| --- |
| **申出書の送付先（下記のいずれかの方法でお送りください）**国立成育医療研究センター　財務経理部財務経理課寄附係　郵送：〒１５７－８５３５　東京都世田谷区大蔵２－１０－１　ＦＡＸ：０３－３４１６－２２２２　Ｅ－ＭＡＩＬ： kifu@ncchd.go.jp　※メールの場合、データの送付もしくは申出書１～９をお知らせください。 |

|  |
| --- |
| 自由記載欄（職員へのメッセージ等があればお聞かせください。） |

国立研究開発法人国立成育医療研究センター寄附取扱規程(平成２２年４月１日規程第３２号)（抄）

（趣旨）

第１条　国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下｢センター｣という。）が、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うための資金等として受け入れる寄附の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（寄附受入の原則）

第２条　センターは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成２０年法律第９３号）第１７条各号に規定する業務に対する寄附に限り、これを受けることができる。

２　寄附金等は、理事長において受領するものとする。

（寄附受入の条件）

第３条　センターは、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄附を受け入れることができない。

　一　寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること。

　二　寄附による研究の結果得られた知的財産等を寄附者に譲渡し、または使用させること。

　三　寄附金等の使用について、寄附者がその会計を検査すること。

　四　前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者がセンターに対してその他の反対給付を求めること。

　五　寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部または一部を取り消すことができること。

２　前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。

　一　寄附金等の受入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの

　二　寄附をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの

　三　その他理事長が適当でないと認めるもの

（役職員個人への寄附の取扱）

第４条　センターの役職員は、センターの業務に関連した寄附金等について、個人的に受領してはならない。

２　該当する寄附金等を受領する場合は、当該寄附をセンターへの寄附として受入処理をしなければならない。

（外部資金受入審査会）

第６条　理事長は、１０００万円を超える寄附（寄附が物品である場合は、申出時点の時価とする。）の受入れについては、外部資金受入審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て受入れを決定するものとする。

（寄附の使用）

第１０条　寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

（寄附金の目的の変更）

第１１条　目的を指定した寄附金について、次の各号の一に該当する場合は、他の目的に変更することができる。

一　寄附金が使途に沿って使用できないこととなった場合に、研究者等が様式４に定める寄附金使途・目的変更同意依頼書により寄附者の同意を得たうえで、様式５に定める寄附金使途・目的変更承認申請書により理事長の承認を得た場合

二　１万円未満となった寄附金の残高

三　研究期間が終了した研究基金の残高